

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「本会」という。）は、仙台市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前3号に掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- (6) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (7) 共同募金事業への協力
- (8) ボランティア活動の振興
- (9) 民生委員児童委員協議会事業への協力
- (10) 日本赤十字社事業への協力
- (11) 遺族会事業への協力
- (12) 里親会事業への協力
- (13) 仙台市老人福祉施設協議会への協力
- (14) 仙台市地域包括支援センター連絡協議会への協力
- (15) 老人福祉センターの管理運営
- (16) 老人デイサービスセンターの管理運営
- (17) 障害者福祉センターの管理運営
- (18) 障害福祉サービス事業
- (19) 相談支援事業
- (20) 日常生活自立支援事業
- (21) 市民後見人養成・支援事業
- (22) 各種資金の貸付に関する事業
- (23) 災害ボランティアセンターの運営
- (24) 福祉避難所の運営
- (25) その他本会の目的達成のため必要な事業

(名称)

第3条 本会は、社会福祉法人仙台市社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第4条 本会は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

2 本会は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものと

する。

(事務所の所在地)

第5条 本会の事務所を、仙台市青葉区五橋2丁目12番2号に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を次のとおり置く。

- (1) 青葉区事務所 仙台市青葉区二日町4番3号
- (2) 青葉区宮城支部事務所 仙台市青葉区下愛子字観音堂27番地1
- (3) 宮城野区事務所 仙台市宮城野区原町3丁目5番20号
- (4) 若林区事務所 仙台市若林区保春院前丁3番1号
- (5) 太白区事務所 仙台市太白区長町南3丁目1番30号
- (6) 泉区事務所 仙台市泉区七北田字道48番地の12

第2章 評議員

(評議員の定数)

第6条 本会に評議員25名以上30名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第7条 本会に評議員選任・解任委員会（以下「選任等委員会」という。）を置き、評議員の選任及び解任は、選任等委員会において行う。

- 2 選任等委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員3名の合計5名の委員で構成する。
- 3 選任等委員会委員の選任及び解任は、理事会において行う。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。
- 5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 6 選任等委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 選任等委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員の報酬は、これを支弁しない。ただし、評議員には別に定める規程により費用を弁償することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第 10 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第 11 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 予算及び事業計画（第 36 条第 1 項の前段に限る）の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）、財産目録及び事業報告の承認
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 12 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 13 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 14 条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第 15 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 16 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の数)

第17条 本会には、次の役員を置く。

(1) 理事 13名以上17名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち会長を1名とし、副会長及び常務理事をそれぞれ若干名置く。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会長及び常務理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第27条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

(決議)

第28条 理事会の決議は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 会員

(会員)

第30条 本会に会員を置く。

- 2 会員は、本会の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、評議員会において別に定める。

第7章 委員会

(委員会)

第 31 条 本会に委員会を置く。

2 委員会は、専門的事項について、会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

3 委員会に関する規程は、別に定める。

第 8 章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第 32 条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に、事務局長を 1 名置くほか、職員を置く。

3 本会の重要な職員（社会福祉施設の施設長を含む）は、理事会において、選任及び解任する。

4 重要な職員以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。

第 9 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 33 条 本会の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の 4 種とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産とする。

定期預金 600 万円

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第 41 条に掲げる公益を目的とする事業及び第 43 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 34 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、仙台市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、仙台市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る）

(資産の管理)

第 35 条 本会の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、管理するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会及び評議員会の決議を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び予算)

第 36 条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日まで

に、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。
これを変更する場合は、理事会の同意をもって足りるものとする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 37 条 本会の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第 38 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第 39 条 本会の会計処理状況は、常に明確にしておかなければならない。

- 2 本会の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第 40 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の決議を得なければならない。

第 10 章 公益を目的とする事業

（種別及び運営管理）

第 41 条 本会は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉センターの管理運営（仙台市宮城社会福祉センター、仙台市泉社会福祉センター）
- (2) 仙台市福祉プラザの管理運営
- (3) 地域包括支援センター事業
- (4) 居宅介護支援事業

(5) 介護予防支援事業

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第42条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第11章 収益を目的とする事業

(種別及び運営管理)

第43条 本会は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) 自動販売機設置事業

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第44条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、本会の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第12章 解散

(解散)

第45条 本会は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第13章 定款の変更

(定款の変更)

第47条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、仙台市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を仙台市長に届け出なければならない。

第14章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 48 条 本会の公告は、社会福祉法人仙台市社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、本会の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 49 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この定款第 2 章に定める役員が就任するまでは、左の者を以って役員とする。

会 長 (理事)	島 野 武
副会長 (理事)	新 明 正 道
副会長 (理事)	岡 村 周 美
理 事	国 安 泰 嶺
〃	猪苗代 弼
〃	大 窪 熊 治
〃	佐 藤 欽 一
〃	長谷川 省 一
〃	門 脇 信 亮
〃	勝 又 三 枝
〃	山 本 イ ク
〃	針 生 寿 平
監 事	大 柳 繁 治
〃	伊 達 安 雄

附 則

1 この定款は、昭和 43 年 9 月 13 日から施行する。ただし、第 19 条第 1 項に定める、評議員の定数については、昭和 45 年 4 月 1 日（次の改選期）からこれを適用し、それまでの間は、なお従前のとおり 70 名とする。

2 この定款施行の際、現に在任する役員及び評議員は、この定款により、それぞれ選任されたものとみなす。ただし、その任期については、昭和 43 年 4 月 1 日からこれを起算する。

附 則

この定款は、昭和 61 年 2 月 17 日から施行する。

附 則

この定款は、昭和 63 年 1 月 8 日から施行する。

附 則

この定款は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この定款の変更により増員になる 2 名の理事の最初の任期は、現に選任されている理事の任期と同一にする。

附 則

この定款は、平成 3 年 12 月 13 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 6 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 ただし、第 5 条第 1 号に定める理事の定数及び第 13 条 2 項に定める評議員の定数については、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この定款は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 11 年 1 月 7 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 12 年 2 月 10 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は平成 13 年 3 月 28 日から施行する。
- 2 平成 13 年 4 月 10 日付の定款変更の認可申請に伴い増員された理事 1 名の任期は、定款第 9 条第 1 号の規程にかかわらず、平成 14 年 3 月 31 日までとする。
- 3 平成 13 年 3 月 28 日現在役員の者の任期は、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず平成 14 年 3 月 31 日までとする。
- 4 平成 13 年 3 月 28 日現在評議員の者の任期は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず平成 14 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この定款は、平成 13 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 14 年 2 月 18 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 14 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 15 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 15 年 5 月 14 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 16 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 17 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 18 年 8 月 10 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 19 年 6 月 19 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 20 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 21 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 22 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 23 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 25 年 6 月 10 日から施行する。

附 則

1 この定款は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 26 年 11 月 5 日付の法人合併の認可申請に伴う定款の変更により増員された評議員 4 名の任期は、定款第 17 条第 1 号の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

附 則

1 この定款は、平成 27 年 7 月 23 日から施行する。

附 則

1 この定款は、市長認可の日（平成 28 年 6 月 27 日）から施行する。

附 則

1 この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この定款は、平成 29 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

1 この定款は、平成 30 年 7 月 13 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、令和 2 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、令和 5 年 4 月 14 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、令和 6 年 8 月 7 日から施行する。